

事 務 連 絡
平成29年10月25日

居宅介護支援事業所 各位

瑞浪市高齢福祉課長

要介護1の者等にかかる指定福祉用具貸与（例外給付）の届出書について

平素は介護保険行政についてご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険の指定福祉用具貸与費は、要介護1の者等（要介護1、要支援2、要支援1の者）においては、使用が想定しにくい一部の種目（以下、「対象外種目」とする）が原則、算定不可とされています。

しかしながら、厚生労働大臣が定める者（平成27年3月23日厚労告94厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第31号のイ）については、対象外種目についても算定可とされており、その判断において、これまで本市では任意の様式にて届出をいただいております。

このたび、よりの確かつ迅速に判断が行えるよう下記のとおり届出書の様式を定めましたので、必要に応じてご活用いただきたくお願い申し上げます。

記

1 届出書の様式

別紙1、別紙2のとおり

※本市ホームページからダウンロード可（以下、掲載ページ）

【瑞浪市トップページ】⇒【手続きガイド（申請/届出）】

⇒【高齢福祉課】⇒【高齢福祉課 手続き一覧】

⇒【要介護1の者等にかかる指定福祉用具貸与（例外給付）の届出】

2 届出時に必要な添付書類

届出書のほか、届出内容によっては「医師の医学的所見が確認できるもの」や「サービス担当者会議等の記録」が必要となります。ご確認の上、ご提出ください。

（お問い合わせ）

瑞浪市高齢福祉課 介護保険係

電話：0572-68-2116（直通）